

## 生活困窮者就労準備支援事業実施要領

平成 30 年 10 月 1 日適用  
練馬区生活福祉課

## 1 目的

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者のうち、就労意欲を喚起し就労に向けた準備としての基礎能力の形成から、求職活動の支援、就労開始後の離職防止・職場定着支援まで一貫した支援が必要であると認められる者に対して、個別支援等を効果的かつきめ細やかに実施することにより、日常生活自立、社会生活自立および就労による経済的自立を促すことを目的とする。

## 2 概要

生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を受託した事業者（以下「受託事業者」という。）が配置した支援担当者（以下「就労サポーター」という。）は、つぎの(1)、(2)の支援を行う。

- (1) 就労に向けた課題の把握、アセスメントならびに支援計画の策定
- (2) 生活自立に関する支援(適切な生活習慣の形成に関する支援) 社会自立に関する支援(社会的能力の形成に関する支援)および就労自立に関する支援(一般就労に向けた技法や知識の修得等に関する支援)

受託事業者は、上記(2)の支援を行うために、就労サポート拠点において、就労に向けた準備としての基礎能力を形成することに資する講座、研修等を企画、開催する。

また、上記(2)の支援の後に、本来は生活困窮者自立相談支援機関（以下「生活サポートセンター」という。）が就労支援を担う下記の(3)～(5)の支援について、就労サポーターが引き続き支援を実施することが適当であると認められる場合は、就労サポーターは生活サポートセンターと適宜に情報共有し、連携をしながら支援を行う。

- (3) 就労訓練（いわゆる「中間的就労」）事業の利用に係る支援
- (4) 職業訓練の利用に係る支援および求人開拓を含む求職活動の支援
- (5) 離職防止・職場定着支援

## 3 支援対象者

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者のうち、就労意欲を喚起し就労に向けた準備としての基礎能力の形成から、求職活動の支援、就労開始後の離職防止・職場定着支援まで一貫した支援が必要であると認められる者

## 4 実施手順

- (1) 生活サポートセンターの就労・相談支援員は、就労準備支援事業の支援決定を受けた支援対象者について、「プラン兼事業等利用申込書」および「支援提供（変更）通知書」の写しを受託事業者に交付することにより支援を要請する。
- (2) 就労サポーターは、「就労準備支援事業 支援対象者管理名簿」（様式準 - 1）（以下「支

援対象者管理名簿」という。)に支援対象者を登載し、「就労準備支援事業 支援台帳」(様式準 - 2 )を作成する。

- (3) 就労サポーターは、就労・相談支援員および支援対象者からの聞き取り等により就労に向けた課題の把握およびアセスメントを行い、支援対象者本人と十分に確認した上で、「就労準備支援事業 支援計画書」(様式準 - 3 )(以下「支援計画書」という。)を作成する。また、作成した支援計画書は、生活サポートセンターに提供する。
- (4) 就労サポーターは、支援経過、結果等について「就労準備支援事業 記録票」(様式準 - 4 )に記録する。
- (5) 就労サポーターは、原則として1か月ごとに、支援対象者本人と確認の上、「就労準備支援事業 支援評価書」(様式準 - 5 )(以下「支援評価書」という。)を作成する。また、作成した支援評価書は、生活サポートセンターに提供する。

## 5 支援内容(就労サポーターによる支援の内容)

- (1) 支援開始段階
  - 就労に向けた課題の把握
  - アセスメント
  - 支援計画の策定
- (2) 就労準備段階(就労に向けた準備としての基礎能力を形成する段階)
  - 生活自立に関する支援(適切な生活習慣の形成に関する支援)
  - 社会自立に関する支援(社会的能力の形成に関する支援)
  - 就労自立に関する支援(一般就労に向けた技法や知識の修得等に関する支援)
- (3) 就労訓練(いわゆる「中間的就労」)段階
  - 就労訓練事業の利用に係る支援
- (4) 求職活動段階
  - 職業訓練の利用に係る支援
  - 求人開拓
  - 求職活動の支援
- (5) 就労開始段階
  - 離職防止・職場定着支援
- (6) 上記(2)～(5)の各支援段階
  - 支援の評価(原則として1か月単位)
  - 目標・支援内容の見直し

## 6 支援方法(就労サポーターによる支援の方法)

- (1) 第5項の各支援段階を通じて、家庭訪問、電話連絡または来所面接により支援対象者の状況を把握し、その状況に応じた助言・指導を行うなどの個別支援を実施する。また、就労準備支援から就職後の離職防止・職場定着支援まで一貫して支援を行う中で、就労サポート拠点を、支援対象者の社会的居場所としても活用しながら、支援を実施する。
- (2) 支援計画の策定や支援の評価にあたっては、その内容について支援対象者本人と十分な

確認を行い、支援対象者が自立に向けた目標と支援内容を理解し、主体的に取り組んでいくことができるよう支援を実施する。

(3) 支援対象者が就労に向けた準備としての基礎能力を形成することに資する講座、研修等を受託事業者自らが企画、開催し、あるいは外部機関が開催する講座、研修等の機会を利用することにより支援を実施する。

(4) 地域の社会資源等を活用するなどして、支援対象者が就労に向けた準備としての基礎能力を形成することに資するボランティア活動、地域活動、就労体験等の機会を確保することにより支援を実施する。

なお、就労体験の実施にあたっては、「就労準備支援事業 就労体験参加確認書」(様式準-6)により、支援対象者に就労体験の内容や条件等を明示し、非雇用であることの理解と合意を得ることとする。

(5) 一般就労の前に、まずは働く経験・力を蓄積する必要があると認められる支援対象者については、就労訓練事業(雇成型・非雇成型)を活用する。

(6) 支援対象者の希望と状況に応じて、職業訓練を活用する。

(7) ハローワーク等の職業紹介機関と連携し、かつ受託事業者自らも職業紹介、求人開拓を行うことにより求職活動の支援を実施する。

(8) 支援対象者と就労後の連絡方法等について予めよく打ち合わせをしておき、支援対象者の就労・生活状況を十分に把握した上で、離職防止・職場定着の支援を実施する。また、可能な場合は、就労先の事業所・施設等と必要な調整を行う。

## 7 支援期間

(1) 就労準備段階までの支援期間は、「支援提供(変更)通知書」に記載された期間とする。

ただし、就労準備支援事業の利用申込前および申込から支援が決定される間においても、生活サポートセンターと受託事業者の連携により、就労サポーターによる相談支援および就労サポート拠点事業の体験利用を実施することは妨げない。

(2) 引き続き就労訓練の段階から求職活動、就労開始後の離職防止・職場定着までの支援を就労サポーターが行う場合は、生活サポートセンターが開催する支援調整会議において確認されたプランの期間を支援期間とする。

## 8 各種会議

(1) 支援調整会議

就労サポーターは、支援調整会議に参加して、支援状況を報告し、今後の支援方針について検討、確認をする。

(2) 支援打ち合わせ会

就労サポーターは、生活サポートセンターの主任相談支援員および就労・相談支援員との間で、支援打ち合わせ会を定期的で開催し、支援方法や地域の社会資源等の活用状況等について情報を共有し、検討する。

## 9 支援メニュー表および事業実施報告書の提出について

- (1) 受託事業者は、就労サポート拠点で実施する月間の支援メニュー表を、前月末までに生活サポートセンターおよび区の事業担当係に提出する。
- (2) 受託事業者は、「就労準備支援事業 事業実施報告書」(様式準 - 7)を、翌月 10 日までに区の事業担当係に提出する。
- (3) 受託事業者は、「就労サポート拠点 事業実施報告書」(様式共 - 1)、「就労サポート拠点 事業実施報告書(名簿)」(様式共 - 2)および「就労サポート拠点 事業実施報告書まとめ」(様式共 - 3)を、翌月 10 日までに区の事業担当係に提出する。

## 10 本実施要領の策定・改定の経緯

- (1) 策定 平成 28 年 3 月 22 日 27 練福事第 5223 号  
平成 27 年 4 月 1 日適用
- (2) 改定 平成 30 年 3 月 28 日 29 練福生第 1319 号  
平成 30 年 4 月 1 日適用
- (3) 改定 平成 30 年 9 月 28 日 30 練福生第 847 号  
平成 30 年 10 月 1 日適用

年度

就労準備支援事業 支援対象者管理名簿

(様式準 - 1)

No.	対象者氏名	支援開始時 年齢	性別	住所(町丁名)	生活サポ ートセン ター担 当者	担当就 労サポ ーター	就労サポ ーター による 支援 開始年 月日	就労準備 支援事 業開始 年月日	就労準備 支援事 業終了 年月日	就労サポ ーター による 支援 終了年 月日	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											

## 就労準備支援事業 支援台帳

			名簿番号			対象者				
支援開始	年	月	日	生活サポートセンター担当者	就労サポーター	昭・平	年		月	日生
						性別	男・女	年齢	歳	
住所	練馬区				最寄駅	徒歩	パス			
					電話	携帯				
資格	無	有	運転免許		ヘルパー	その他( )				
就労経験	無	有	最終学歴	大学以上・短大・専門学校・高校(高専)・中学 卒業・中退						
職歴 (最近のものから順に)	勤務期間			勤務先	所在地	退職理由		職種		
	SH	年	月	～	年	月				
	SH	年	月	～	年	月				
	SH	年	月	～	年	月				
	SH	年	月	～	年	月				
	SH	年	月	～	年	月				
	SH	年	月	～	年	月				
	SH	年	月	～	年	月				
本人作成の「履歴書」等がある場合は、職歴は記入不要										
特記事項										

支援開始年月日は、就労サポーターが実際に面談等により支援を開始した日を記入

# 就労準備支援事業 支援計画書

作成年月日 年 月 日 実施場所( )

氏名 \_\_\_\_\_ 担当サポーター名 \_\_\_\_\_

本人の希望 生活・仕事など				
生活状況				
健康状態				
長所・短所 強み				
生活・就労面の課題 (生活自立・社会 自立・就労自立)				
支援 内容	長期目標		達成まで の期間	年 月 まで
	短期目標		達成まで の期間	年 月 まで
	支援計画			
その他				

本人同意欄 \_\_\_\_\_



# 就労準備支援事業 支援評価書

氏名

担当サポーター名

支援期間(1か月ごとに記載)	支援内容	本人の振り返り	評価(本人と担当者と確認)
月 日 ) 月 日			

## 就労準備支援事業 就労体験参加確認書

練馬区長 様

私は、下記の事項を理解した上で、就労準備支援事業の就労体験に参加します。

- 1 作業日時 自： 年 月 日 ( ) : ~ :  
至： 年 月 日 ( ) : ~ :
- 2 作業場所
- 3 作業内容
- 4 工賃等の有無 有 (工賃の詳細： )  
無 (本就労体験は、雇用契約または家内労働、在宅ワークの業務委託契約に基づくものではないため、労働の対償としての賃金または報償等の支払はありません。)
- 5 留意事項

上記の作業日時に、作業に従事するか否か、また、所定の作業量の作業を行うか否かは、参加者の自由意思に基づきます。

作業時間の延長や、上記の作業日以外の日における作業指示が行われることはありません。

作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われることはありません。

上記の工賃等が支払われる場合、欠席・遅刻・早退に対する工賃等の減額制裁が行われることはありません。(実作業時間に応じた工賃等が支給される場合、作業しなかった時間分以上の減額をされることはありません。)

作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する工賃等の減額等の制裁が行われることはありません。

年 月 日

参加者氏名 \_\_\_\_\_



## 就労サポート拠点 事業実施報告書

生活福祉課長 殿

年 月分

日にち(曜日)	講座・研修等の内容	参加者				合計 人数	備考 (その他の利用状況等)
		生保		生困			
		男	女	男	女		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

日にち(曜日)	講座・研修等の内容	参加者				合計 人数	備考 (その他の利用状況等)
		生保		生困			
		男	女	男	女		
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

### 就労サポート拠点 事業実施報告書 (名簿)

生活福祉課長 殿

年 月分

No.	福祉事務所	対象者名 (イニシャル)	属性	性別	年代	利用月												終了月日	利用終了者 終了の理由(具体的に)	就職 状況	その他 現況
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					

\_\_\_\_年度 就労サポート拠点 事業実施報告書まとめ

生活福祉課長 殿

15

月	利用があった 日数・回数		利用者数(実数)																								利用者数 (延べ数)			生活福祉課 確認日								
	利用が あった 実日数 (重複 カウント なし)	講座・ 訓練等 回数 (半日 単位)	生活保護受給者												生活困窮者(決定予定者を含む)												合計	生活 保護 受給者	生活 困窮者		計 (+ -)							
			男						女						男						女																	
			年代						年代						年代						年代																	
			1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	小 計	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	小 計	計	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	小 計	計	1 0 歳 代						2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	小 計	計
4月						0							0	0									0	0							0	0	0		0			
5月						0							0	0									0	0							0	0	0		0			
6月						0							0	0									0	0							0	0	0		0			
7月						0							0	0									0	0							0	0	0		0			
8月						0							0	0									0	0							0	0	0		0			
9月						0							0	0									0	0							0	0	0		0			
10月						0							0	0									0	0							0	0	0		0			
11月						0							0	0									0	0							0	0	0		0			
12月						0							0	0									0	0							0	0	0		0			
1月						0							0	0									0	0							0	0	0		0			
2月						0							0	0									0	0							0	0	0		0			
3月						0							0	0									0	0							0	0	0		0			
計	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-

年度内利用者数(実数)	生活保護受給者												生活困窮者(決定予定者を含む)												合計											
	男						女						男						女																	
	1 0 代	2 0 代	3 0 代	4 0 代	5 0 代	6 0 代	小 計	1 0 代	2 0 代	3 0 代	4 0 代	5 0 代	6 0 代	小 計	計	1 0 代	2 0 代	3 0 代	4 0 代	5 0 代	6 0 代	小 計	計	1 0 代		2 0 代	3 0 代	4 0 代	5 0 代	6 0 代	小 計	計				
						0							0	0									0	0							0	0	0		0	